

## [寝具洗濯]

医療法施行規則（H5年施行）	健康政策局長通知（H5年施行）	指導課長通知（H5年施行）
<p>第九条の十四 法第十五条の二の規定による患者、妊婦、産婦又はじょく婦の寝具又はこれらの者に貸与する衣類（以下「寝具類」という。）の洗濯の業務を適正に行う能力のある者の基準は、次のとおりとする。ただし、診療所及び助産所における当該業務を委託する場合にあつては、第十号に該当する者であることとする。</p> <p>一 受託業務を行うために必要な従事者を有すること。</p>	<p>8 患者等の寝具類の洗濯の業務（新省令第九条の十四関係）</p> <p>(1) 業務の範囲等に関する事項</p> <p>ア 業務の範囲等</p> <p>新政令第四条の七第七号に掲げる業務は、患者、妊婦、産婦又はじょく婦の布団、シーツ、枕、包布等の寝具及びこれらの者に貸与する衣類の洗濯の業務をいうものであること。</p> <p>なお、新省令第九条の十四に規定する基準は、病院以外の施設において、当該業務を行うことを前提とした基準であること。</p> <p>イ 委託できる寝具類の範囲</p> <p>病院が洗濯を委託することができる寝具類は、次に掲げるもの以外のものとすること。</p>	<p>第八 患者等の寝具類の洗濯の業務について（令第四条の七第七号関係）</p> <p>1 受託者の業務の実施方法</p> <p>受託者の洗濯施設は、規則第九条の十四等に定めるところによるほか、別添1に定める衛生基準を満たすこと。</p>

医療法施行規則（H5年施行）	健康政策局長通知（H5年施行）	指導課長通知（H5年施行）
	<p>① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの（汚染されているおそれのあるものを含む。）。</p> <p>② 診療用放射性同位元素により汚染されているもの（汚染されているおそれのあるものを含む。）。</p>	<p>2 医療機関の対応</p> <p>(1) 病院は、医療法第二十一条に規定する洗濯施設として少なくとも感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項までに規定する感染症の病原体（以下「一類感染症等の病原体」という。）により汚染されているもの（汚染されているおそれのあるものを含む。以下同じ。）を処理することができる施設を有しなければならないこと。</p> <p>(2) なお、診療用放射性同位元素により汚染されているものについては、規則に規定する診療用放射性同位元素により汚染されたものに関する規定により取り扱うこと。</p> <p>3 病毒感染の危険のある寝具類の取扱い</p> <p>(1) 病毒感染の危険のある寝具類に係る消毒方法については、次によること。</p> <p>ア 一類感染症等の病原体により汚染されているものについては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十九条の規定に基づいて定められた消毒方法によること。</p> <p>イ ア以外の病毒感染の危険のある寝具類については、別添2に定める消毒方法によること。</p> <p>(2) 病毒感染の危険のある寝具類については、その洗濯を外部委託することができるものであっても、やむを得ない場合を除き、これに係る消毒は病院内の施設で行うこと（例外的に消毒前</p>

医療法施行規則（H5年施行）	健康政策局長通知（H5年施行）	指導課長通知（H5年施行）
<p>二 洗濯施設は、隔壁等により外部及び居室、便所等の他の施設と区分されていること。</p> <p>三 寝具類の受取場、洗濯場、仕上場及び引渡場は、洗濯物の処理及び衛生保持に必要な広さ及び構造を有し、かつ、それぞれが区分されていること。</p> <p>四 洗濯施設は、採光、照明及び換気が十分に行える構造であること。</p>	<p>(2) 構造・設備に関する事項 新省令第九条の十四第二号から第九号までの規定によるほか、次によるものとすること。</p> <p>ア 洗濯施設は、原則として病院洗濯物のみを取り扱う専門施設とすること。 なお、他の洗濯物も併せて取り扱う場合にあっては、病院洗濯物に係る各施設（受取場、洗濯場（遷別場、消毒場、洗い場、乾燥場等）、仕上場及び引渡場）が病院洗濯物専用のものであり、また、隔壁等により他の洗濯物に係る各施設と区分されていること。</p> <p>イ 洗濯場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル等の不浸透性材料を使用し、清掃が容易に行える構造であること。</p> <p>ウ 水洗いによる洗濯物の処理を行う洗濯施設の床面は、容易に排水ができるよう適当なこう配を有し、排水口が設けられていること。</p> <p>エ 有機溶剤を使用しての洗濯物の処理を行う洗濯施設には、局所排気装置等の換気設備を適正な位置に設けるなど有機溶剤使用に伴い生じる悪臭等による周辺への影響について十分配慮すること。</p>	<p>の寝具類の洗濯を外部委託する場合には、病毒感染の危険のある旨を表示した上で、密閉した容器に収めて持ち出すなど他へ感染するおそれのないよう取り扱うこと。）。</p>

医療法施行規則 (H5年施行)	健康政策局長通知 (H5年施行)	指導課長通知 (H5年施行)
<p>五 消毒、洗濯、脱水、乾燥、プレスのために必要な機械及び器具を有すること。</p> <p>六 洗濯物の処理のために使用する消毒剤、洗剤、有機溶剤等を専用に保管する保管庫又は戸棚等を有すること。</p> <p>七 仕上げの終わった洗濯物の格納施設が清潔な場所に設けられていること。</p> <p>八 寝具類の受取場及び引渡場は、取り扱う量に応じた適当な広さの受取台及び引渡台を備えていること。</p> <p>九 寝具類の運搬手段について、衛生上適切な措置を講じていること。</p> <p>十 受託業務を行う施設について、クリーニング業法第五条第一項の規定により、都道府県知事にクリーニング所の開設の届出を行つていること。</p>	<p>オ 寝具類を運搬する車には、未洗濯物と仕上げの終わった物を区分して入れるそれぞれ専用の容器等が備えられていること。</p> <p>カ 洗濯施設には、汚染のおそれのない場所に仕上げの終わった寝具類の格納設備が設けられていること。</p>	

医療法施行規則（H5年施行）	健康政策局長通知（H5年施行）	指導課長通知（H5年施行）
<p>十一 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。</p> <p>イ 運搬の方法 ロ 医療機関から受け取った洗濯物の処理の方法 ハ 施設内の清潔保持の方法</p>		
<p>十二 次に掲げる事項を記載した業務案内書を常備していること。</p> <p>イ 寝具類の洗濯の方法 ロ 業務の管理体制</p>		
<p>十三 従事者に対して、適切な研修を実施していること。 (平五厚令三・追加)</p>	<p>(3) 従事者の研修に関する事項</p> <p>新省令第九条の十四第十三号に規定する研修は、患者等の寝具類の洗濯業務を適切に行うために必要な知識及び技能を修得することを目的とし、次に掲げる事項を含む研修であること。</p> <p>① 施設、設備及び器具の衛生管理 ② 洗濯物の適正な処理 ③ 消毒剤、洗剤、有機溶剤等の適正な使用</p>	<p>4 委託契約</p> <p>病院が受託洗濯施設との間で寝具類の洗濯の外部委託に関する契約を締結する場合には、その契約内容を明確にした契約文書を取り交わすこと。なお、契約文書については、別紙4のモデル契約書を参考にされたいこと。</p> <p>5 繼続的な業務の遂行</p> <p>受託洗濯施設が天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、寝具類の洗濯の業務</p>

医療法施行規則（H5年施行）	健康政策局長通知（H5年施行）	指導課長通知（H5年施行）
		<p>が滞ることのないよう必要な措置を講じておくことが望ましいこと。なお、この措置としては、複数の事業者又は複数の洗濯施設を有する事業者と業務委託契約を結ぶこと、あらかじめ代行業者を定めて代行契約を結ぶこと等が考えられること。</p>

医療法施行規則（H5年施行）	健康政策局長通知（H5年施行）	指導課長通知（H5年施行）
		<p>(別添1)</p> <p>病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準</p> <p>第一 目的</p> <p>この基準は、病院における寝具類（以下「寝具類」という。）の洗濯を受託する洗濯施設たるクリーニング所（以下「クリーニング所」という。）が遵守すべき管理のあり方等を定め、もって寝具類の洗濯における衛生の確保及び向上を図ることを目的とする。</p> <p>第二 管理</p> <p>1 クリーニング師の役割</p> <p>(1) クリーニング業法に基づき必ず設置することとされているクリーニング師は、公衆衛生及び寝具類の洗濯処理に関する専門知識等を有する者であり、クリーニング所の衛生管理を行う上で実質的な責任者となるものであること。</p> <p>(2) クリーニング師は、前記の趣旨を十分認識し、以下に掲げる施設、設備及び器具の衛生管理、寝具類の消毒、洗濯等の適正な処理等について常に指導的な立場からこれに関与し、クリーニングに関する衛生の確保、改善及び向上に努めること。</p> <p>2 施設、設備及び器具の管理</p> <p>(1) クリーニング所内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、必要に応じ補修を行い、衛生上支障のないようにすること。</p> <p>(2) クリーニング所内は、細菌の汚染程度により、①汚染作業区域（受取場、選別場、消毒場）、②準汚染作業区域（洗い場、乾燥場等）、③清潔作業区域（仕上場、引渡場等）に分け、従業員が各区域を認識しうるようにすること。</p>

医療法施行規則（H5年施行）	健康政策局長通知（H5年施行）	指導課長通知（H5年施行）
		<p>(3) クリーニング所内は、ねずみ、昆虫が生息しないようにすること。</p> <p>(4) クリーニング所内は、採光及び照明を十分にすること（照明器具は、少なくとも年二回以上清掃するとともに、常に適正な照度が維持されること。）。</p> <p>(5) クリーニング所内は、換気を十分にすること。</p> <p>(6) クリーニング所内外は、常に排水が良く行われるようにすること。</p> <p>(7) 消毒、洗濯、脱水、乾燥、プレス及び給湯に係る機械又は器具類は、常に保守点検を行い、適正に使用できるように整備しておくこと。</p> <p>(8) 消毒、洗濯、脱水、乾燥及びプレスに係る機械又は器具類、作業台、運搬・集配容器等で寝具類が接触する部分（仕上の終わった寝具類の格納設備又は容器を除く。）については、毎日業務終了後に洗浄又は清掃し、仕上の終わった寝具類の格納設備又は容器については、少なくとも一週間に一回以上清掃すること。また、これらについては、適宜消毒を行うこと。</p> <p>(9) ドライクリーニング処理用の洗濯機等は、有機溶剤の漏出がないよう常に点検し、使用中もその漏出の有無について十分留意すること。</p> <p>(10) プレス機、馬（アイロン仕上げに用いる下ごて）等の被布は、清潔な白布を使用し適宜取り替えること。</p> <p>(11) 作業に伴って生じる繊維くず等の廃棄物は、専用容器に入れ、適正に処理すること。</p> <p>(12) 清掃用具は、専用の場所に保管すること。</p>

医療法施行規則（H5年施行）	健康政策局長通知（H5年施行）	指導課長通知（H5年施行）
		<p>(13) 消毒前の寝具類を受け取る場合には、消毒を行までの間、病毒感染の危険のある旨を表示した容器に密閉して収納しておくこと。この場合において、当該容器は、消毒前の寝具類のみを収納する専用の容器であること。</p> <p>(14) 営業者（管理人を含む。以下同じ。）又はクリーニング師は、毎日クリーニング所の施設、設備及び器具の衛生全般について点検管理すること。</p> <p>3 寝具類の管理及び処理</p> <p>(1) 寝具類は、病院における消毒の有無及び病毒感染の危険度に応じ適正に選別すること。</p> <p>(2) 寝具類は、病院において消毒されたものを除き、以下の方法により適切に消毒を行うこと。</p> <p>① 病毒感染の危険のある寝具類については、(1)による選別後速やかに他の物と区分の上、本通知別添2の消毒方法により消毒を行うこと。</p> <p>② ①以外のものについては、次のいずれかの方法によること。</p> <p>ア 本通知別添2に定める消毒方法（ただし、洗濯がこれと同様の効果を有する方法によつて行われる場合は、消毒しなくてもよい。）</p> <p>イ 洗濯において消毒効果のある塩素剤を使用する方法</p> <p>(ア) 洗濯は、適量の洗剤を使用して、六〇℃～七〇℃の適量の温湯中で一〇分間以上本洗を行い、換水後、遊離塩素が約二五〇ppmを保つよう塩素剤を添加の上、同様の方法で再度本洗を行うこと。</p>

医療法施行規則（H5年施行）	健康政策局長通知（H5年施行）	指導課長通知（H5年施行）
		<p>(イ) すすぎは、清浄な水を用いて、初回は約六〇℃の温湯中で約五分間行い、二回目以降常温水中で約三分間四回以上繰返して行うこと。 この場合各回ごとに換水すること。</p> <p>ウ 洗濯において消毒効果のある四塩化（パークロル）エチレンを使用する方法 四塩化（パークロル）エチレンに五分間以上浸し洗濯した後四塩化エチレンを含む状態で五〇℃以上に保たせ一〇分間以上乾燥させるか、又は、四塩化（パークロル）エチレンで一二分間以上洗濯すること。</p> <p>(3) 寝具類の洗濯にあたっては、①病毒感染の危険度の低い物から順に洗濯するなど適切な配慮を行うこと、②繊維の種類及び汚れの程度等に応じた適切な洗濯方法により行うこと、③ランドリー処理を行う場合には、適切に洗剤及び薬剤（漂白剤、酸素剤、助剤等）を選定して適量使用し、処理工程及び処理時間を適正に調整すること、④ドライクリーニング処理を行う場合には、適切に選定した有機溶剤に水、洗剤等を適量に混合したものを使用し、処理時間及び温度等を適正に調整すること。</p> <p>(4) ランドリー処理における寝具類のすすぎは、清浄な水を使用して少なくとも三回以上行うこと。また、この場合、すすぎの水の入替えは、完全排水を行った後に行うこと。</p> <p>(5) 寝具類のしみ抜き作業は、繊維の種類、しみの種類・程度等に応じた適当な薬剤を選定し、しみ抜き場等所定の場所で行うこと。</p>

医療法施行規則 (H5年施行)	健康政策局長通知 (H5年施行)	指導課長通知 (H5年施行)
		<p>(6) 寝具類の処理に使用した消毒剤、有機溶剤、洗剤等が仕上げの終わった寝具類に残留することがないようにすること。</p> <p>(7) 仕上げの終わった寝具類は、包装するか、又は格納設備に収納し、汚染することのないよう衛生的に取り扱うこと。</p> <p>(8) 営業者又はクリーニング師は、クリーニング所における寝具類の処理及び取扱いが衛生上適切に行われているかどうかを常に確認し、その衛生確保に努めること。</p> <p>4 消毒剤及び洗剤等の管理</p> <p>(1) 消毒剤、洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤等は、それぞれ分類して表示し、所定の保管庫又は戸棚等に保管すること。</p> <p>(2) ランドリー処理において使用する水は、清浄なものであること。</p> <p>(3) ドライクリーニング処理において使用する有機溶剤は、清浄なものとし、有機溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等については、適宜新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。</p> <p>また、ドライクリーニング処理を行う場合には、洗浄効果を高めるため、溶剤中の洗剤濃度及び溶剤相対湿度を常に点検し、適正な濃度及び湿度の維持に努めること。</p> <p>(4) 営業者又はクリーニング師は、各種の消毒剤、洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤等の特性及び適正な使用方法について従事者に十分理解させ、その保管及び取扱いを適正にさせること。</p>

医療法施行規則（H5年施行）	健康政策局長通知（H5年施行）	指導課長通知（H5年施行）
		<p>5 従事者の管理</p> <p>(1) 受託者は、常に従事者の健康管理に注意し、従事者が病毒感染の危険のある疾患に感染したときは、当該従事者を作業に従事させないこと。</p> <p>(2) 受託者は、従事者又はその同居者が一類感染症等患者又はその疑いのある者である場合は、当該従事者が治癒又はり患していないことが判明するまでは、作業に従事させないこと。</p> <p>(3) 従事者は、病毒感染の危険のある疾患に感染し、又はその疑いがある場合には、受託者又はクリーニング師にその旨を報告し、指示に従うこと。</p> <p>(4) 受託者又はクリーニング師は、施設、設備及び器具の衛生管理、寝具類の消毒、洗濯物の適正な処理並びに消毒剤、洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤等の適正な使用等について常に従事者の教育及び指導に努めること。</p> <p>(5) 従事者は、移動による病毒感染を予防するため、第二の(2)に掲げる各作業区域間移動に際しては、手洗い及び消毒を確実に行い、また、その移動回数は必要最小限にとどめること。</p> <p>第三 自主管理体制</p> <p>1 受託者は、施設設備及び寝具類の管理等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従事者に周知徹底させること。</p> <p>2 受託者は、営業施設ごとに施設、設備及び寝具類を管理し、寝具類の処理及び取扱いを適正に行うための自主管理体制を整備し、クリーニング師及びその他の適当な者にこれらの衛生管理を行わせること。</p> <p>3 クリーニング師等は、受託者の指示に従い、責任をもって衛生管理に努めること。</p>

医療法施行規則 (H5年施行)	健康政策局長通知 (H5年施行)	指導課長通知 (H5年施行)
		<p>(別添 2)</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項までに規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の病毒感染の危険のある寝具類に関する消毒方法</p> <p>◎ 次に示す方法のうち、各寝具類の汚染状況及び材質等からみて適切な消毒効果のあるものを選択して用いること。</p> <p>1 理学的方法</p> <p>(1) 蒸気による消毒</p> <p>蒸気滅菌器等を使用し、一〇〇℃以上の湿熱に一〇分間以上作用させること。</p> <p>ただし、肝炎ウイルス及び有芽胞菌(破傷風菌、ガス壊疽菌等)により汚染されているもの(汚染されているおそれのあるものを含む。)については、一二〇℃以上の湿熱に二〇分間以上作用させること。</p> <p>(注) 1 温度計により器内の温度を確認すること。</p> <p>2 大量の洗濯物を同時に消毒する場合は、すべての洗濯物が湿熱に十分触れないことがあるので留意すること。</p> <p>(2) 热湯による消毒</p> <p>八〇℃以上の熱湯に一〇分間以上浸すこと。</p> <p>(注) 1 温度計により温度を確認すること。</p> <p>2 热湯に大量の洗濯物を浸す場合は、湯の温度が低下があるので留意すること。</p>

医療法施行規則 (H5年施行)	健康政策局長通知 (H5年施行)	指導課長通知 (H5年施行)
		<p>2 化学的方法</p> <p>(1) 塩素剤による消毒</p> <p>さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素二五〇 ppm 以上の水溶液中に、三〇℃で五分間以上浸すこと(この場合、終末遊離塩素が一〇〇 ppm を下らないこと。)。</p> <p>(注) 汚れの程度の著しい洗濯物の場合は、終末遊離塩素濃度が極端に低下することがあるので留意すること。</p> <p>(2) 界面活性剤による消毒</p> <p>逆性石けん液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に三〇℃以上で三〇分間以上浸すこと。</p> <p>(注) 洗濯したものを消毒する場合は、十分すぎを行ってからでないと消毒効果がないことがあるので留意すること。</p> <p>(3) クロールヘキシジンによる消毒</p> <p>クロールヘキシジンの適正希釈水溶液中に三〇℃以上で三〇分間以上浸すこと。</p> <p>(注) 塩素剤とクロールヘキシジンを併用すると、褐染することがあるので留意すること。</p> <p>(4) ガスによる消毒</p> <p>① ホルムアルデヒドガスによる消毒</p> <p>あらかじめ真空にした装置に容積一立方メートルにつきホルムアルデヒド六 g 以上及び水四〇 g 以上を同時に蒸発させ、密閉したまま六〇℃以上で七時間以上触れさせること。</p>

医療法施行規則 (H5年施行)	健康政策局長通知 (H5年施行)	指導課長通知 (H5年施行)
		<p>② 酸化エチレンガスによる消毒 あらかじめ真空にした装置に酸化エチレンガスと不活性ガス(炭酸ガス、フロンガス等)を混合したものを注入し、大気圧下で50℃以上で四時間以上作用させるか、又は 1kg/cm<sup>2</sup>まで加圧し50℃以上で一時間三〇分以上作用させること。</p> <p>(注) ガスによる消毒を行う場合には、ガスが寝具類に残留したり、作業所内の空気を汚染する事がないよう換気に細心の注意を払うとともに、引火性があるので火気に注意すること。</p> <p>(別紙4)  <b>寝具類洗濯業務委託モデル契約書</b>  ○○○(医療機関側。以下「甲」という。)と○○○(受託者側。以下「乙」という。)は、甲の寝具類の洗濯業務について委託契約を締結する。  (総則)  第一条 乙はこの契約に定める条件に従い甲のために寝具類の洗濯を行い、甲はその対価として乙に委託料を支払うものとする。  (納期及び納入場所)  第二条 納期及び納入場所は次のとおりとする。  一 納期 ○○○  二 納入場所 ○○○  (検査)  第三条 乙は、寝具類を納入する場合は、その都度甲の検査を受けなければならない。甲は、検査で不合格品があった場合は速やかに乙に通知するものとする。</p>

医療法施行規則（H5年施行）	健康政策局長通知（H5年施行）	指導課長通知（H5年施行）
		<p>第四条 乙は、第三条による不合格の通知を受けた場合は、当該不合格品を速やかに処理し検査を受けなければならない。          (業務遂行上の注意事項)</p> <p>第五条 乙は、平成五年二月一五日付け指第一四号厚生省健康政策局指導課長通知の別添1に定める衛生基準に従い寝具類を適正に処理しなければならない。</p> <p>第六条 乙は、甲の寝具類の洗濯に係る施設、設備及び方法については、甲の検査に応じなければならぬ。          (対象物)</p> <p>第七条 甲は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項までに規定する感染症の病原体により汚染されているおそれのある寝具類であって、医療機関において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十九条の規定に基づいて定められた消毒方法による消毒が行われていないものの洗濯を乙に委託することはできない。</p> <p>2 甲は、診療用放射性同位元素により汚染されている寝具類又は汚染されているおそれのある寝具類の洗濯を乙に委託することはできない。          (病毒感染の危険のある寝具類の取扱い)</p> <p>第八条 甲は、前条第一項及び第二項に規定する寝具類以外の寝具類であって、病毒感染の危険のあるものの洗濯を乙に委託する場合には、やむを得ない場合を除き、これに係る消毒は病院内の施設で行わなければならない。</p>

医療法施行規則（H5年施行）	健康政策局長通知（H5年施行）	指導課長通知（H5年施行）				
		<p>2 甲は、例外的に消毒前の病毒感染の危険のある寝具類の洗濯を乙に委託するときは、病毒感染の危険のある寝具類である旨を表示の上、密閉した容器に収めて持ち出すなど他に感染するおそれのないよう取り扱わなければならない。</p> <p>（契約の解除）</p> <p>第九条 甲は、次の各号に掲げる場合には、本契約を解除することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 乙が本契約の条項に違反し、又は本契約に関し甲に損害を及ぼしたとき。</li> <li>二 甲において、乙が本契約を履行する見込みがないと認めたとき。</li> <li>三 乙が契約の解除を請求し、その事由が正当と甲が認めたとき。</li> </ul> <p>第一〇条 甲が本契約の条項に違反し契約の履行が不能となったときは、乙は本契約を解除することができるものとする。</p> <p>（契約期間）</p> <p>第一一条 この契約期間は契約の日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。</p> <p>（個人情報の保護）</p> <p>第一二条 （個人情報の取扱いに関する事項については、別途契約を締結する。）</p> <p>本契約締結の証として本契約書二通を作成し、甲、乙記名捺印の上各一通を保有するものとする。</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>甲</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>乙</td> <td>印</td> </tr> </table>	甲	印	乙	印
甲	印					
乙	印					

医療法施行規則 (H13年改正)	健康政策局長通知 (H13年改正)	指導課長通知 (H13年改正)
<p>第二十一条 法第二十一条第一項第十二号の規定による施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 消毒施設及び洗濯施設(法第十五条の二の規定により纖維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。)</p> <p>二 略</p> <p>2 前項の規定による施設は、次の各号による。</p> <p>一 消毒施設は、蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならない。</p> <p>二～四 略</p>	<p>第六 必置施設の緩和</p> <p>一 病院が有しなければならないこととされている施設について、外部委託の進展等により一律の義務付けの必要性が薄ってきた施設について、①から④までのとおり緩和等を行うこと。</p> <p>① これまで法律において設置の義務付けがなされていた消毒施設及び洗濯施設について、新たに厚生労働省令で設置を義務付けるとともに、纖維製品の滅菌の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合にあっては、当該業務に係る設備を設けないことができるることとすること。(新省令第二一条) 以下略</p> <p>三 なお、上記の委託の実施に当たって、病院、診療所等の業務委託に関する関連通知を遵守するとともに、医療の提供に支障をきたさないよう、その運用に遺憾なきを期されたい。</p>	